

○飯塚市地域情報化計画推進委員会設置要綱

平成31年3月20日

飯塚市告示第108号

(設置)

第1条 飯塚市地域情報化計画を総合的かつ円滑に推進するに当たり、市民、民間事業者及び大学の意見を広く反映させるため、飯塚市地域情報化計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、飯塚市地域情報化計画を総合的かつ円滑に推進するため、施策の進捗管理及び具体化への助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、9名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内の事業所に勤務する者
- (4) 市内の大学に在籍する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役職)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

4 議長は、会議において聴取した各委員の意見を取りまとめ、市長に提出する。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部情報政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。